

---

■ 「消費者問題の法律に強くなる講座（in 大分市、日田市）」受講者の募集について

---

大分県消費生活・男女共同参画プラザでは、私たちの消費生活に深く関係のある法律を学べる講座を実施します。

国家資格である「消費生活相談員」の資格取得にもチャレンジできる内容になっています。

★今年は大分市内で試験が実施されます。

1. 対 象：どなたでも受講できます

2. 開催会場／募集人員

(1)大分会場：全労済ソレイユ（大分市中央町4丁目2-5）／20名

(2)日田会場：日田市複合文化施設AOSE（日田市上城内町395）／20名

※日田会場については、定員に達しない場合は中止になります。

3. 日 程：全8回

4. 受講料／テキスト代：無料

5. 申し込み締め切り：5月8日（水曜日）

※定員に到達次第締め切りとします。

※日田会場については定員に達しない場合、中止となりますのでご了承ください。

お申し込みは、申込書を郵送、F a x、電話、もしくは、簡易申請フォームよりお申し込みいただけます。

★QRコードによる簡易申請フォームはこちらから。

もしくは下記URLからお願いします。

<https://www.egov-oita.pref.oita.jp/Jynxr9Fg>



〈申し込み先〉

〒870-0037 大分市東春日町1-1

大分県消費生活・男女共同参画プラザ 消費生活班

T e l 097-534-2038

F a x 097-534-0684

## 【消費生活に関するご相談は・・・】

### ☆ 市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン：188 》

### ☆ 大分県の消費生活相談窓口 ※メールやファックスでは受付しておりません。

#### ◇ 消費生活等相談（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- ・ 相談電話：097-534-0999

#### ◇ 消費生活特別相談

- ・ 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- ・ 相談電話：097-534-0999

#### ◇ 食品表示110番（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
- ・ 相談電話：097-536-5000

---

### ☆ メルマガ登録者を募集しています！

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

○申込先 → [iness.csm@pref.oita.jp](mailto:iness.csm@pref.oita.jp) （メルマガ専用アドレス）

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/

E-mail：oita-shouhi@pref.oita.lg.jp

---

### ☆ メルマガバックナンバー（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://cms.ncsv.pref.oita.jp/site/seihinanzen/mailmaga.html>

---

### ☆ Facebookで暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★ Facebookに登録していなくても、見ることができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>

---